

# 近世畿内農業と牛流通（上）

——河内駒ヶ谷市を中心に——

酒 井

一

【要約】近世以来日本西南部は長床犁使用の牛耕地帯としてよく知られているが、中国山系の牛生産地帯と畿内需要地帯との流通については必ずしも十分究明されていない。本稿は、牡牛取引によつて特徴づけられる河内古市郡駒ヶ谷市の近世期の牛取引を、流通面と農業生産の二点からとりあげる。宝暦以降撰津天王寺市の独占強化に対して、撰河泉在方の牛市はそれぞれの対応を示すが、いち早くその統制下に包摂された駒ヶ谷市の特質はどこにあるのか。また牛耕率の高いといわれる畿内での牛所有の地域的・時期的な変化をしらべ、とくに綿作地帯における牛所有率の低さと、牛統制機構の強い時期における牛所有の停滞・減少と幕末における増加と畿内農業生産力の問題とをからませて考察する。

## は し が き

わが国の畜産業については、近世期にすでに「大抵関東馬多牛少、関西牛馬小」（『和漢三才図会』）といわれるように、早くから牛馬所有の地域的特徴がみられたのである。さらにこの地域は、それぞれ牛馬の生産地帯と消費地帯とに分化しており、その両地帯間に牛馬の二大ブロックと

に畜産上の流通が発展していたのである。馬市場ブロックについては森嘉兵衛氏に代表される業績があり、牛ブロックについては石田寛氏らの一連の業績が報告されている。本稿は、牛ブロックの西国牛生産地帯の市場に関する先学諸氏の研究と呼応する意味で、畿内の消費地市場、とくに河内古市郡駒ヶ谷市の牛市をとりあげる。ここでは畿内の牛流通がいかなる市を組織して行われていたか、領主的な

規制や有名な天王寺牛市の独占を農村牛市・博労との対抗

のうちに制度的に、また数量的に検討し、あわせて、畿内  
先進地帯の農業経営における牛耕の問題を主として流通史  
と関連させて考究したい。

駒ヶ谷市はその点で牛市の史料が残されている珍しい事

例であるので、煩しさをいとわずにやや詳しく論を進める  
ことにする。

なおこの報告は、宮川満、山口之夫、鷲見等曜、福島雅蔵、浮田  
典良、宮下美智子、松尾寿らの諸氏による駒ヶ谷村共同研究の一

部をなすものである。

### 第一章 明治五年の牛馬所有の地域差

先に引用した『和漢三才図会』にも十分うかがえるよう  
に、畜産による特徴づけを行なうと日本全体を牛・馬の二大  
ブロックに分けることができる。さらにその内部で生産  
供給地帯と、需要地帯とが、牛の場合では早くから成立し  
ていたようである。これを全国的にしらべると、第1表の  
ようになる。これは明治五年の全国牛馬数を示したもので、

第1表 明治5年全国牛馬頭数表 (『農務類末』第4巻)

牛馬	國別	牡牛(A)	牝牛(B)	生産(C)	牡馬(D)	牝馬(E)	生産(F)	總計	A+B	D+E	牛馬率 $\frac{B}{A+B}$	産牛率 $\frac{C}{A+B}$	D+E 頭	牝馬率 $\frac{E}{D+E}$	産馬率 $\frac{F}{D+E}$
○	山	2,935	3,503	736	3	7,177	6,438	54.4	0	739	0.4	0	0	0	0
○	大	2,794	1,454	508	563	5,319	4,248	34.2	0	1,071	52.6	0	0	0	0
○	河	1,372	2,249	1	52	3,689	3,621	62.1	0.03	67	22.4	0	0	0	0
○	和	2,077	6,982	167	167	9,226	9,059	77.1	0	167	0	0	0	0	0
○	撰	693	8,080	3	24	8,802	8,773	92.1	0.03	24	0	0	0	0	0
○	伊	773	4,395	41	666	5,884	5,168	85.0	0.8	677	1.6	0	0	0	0
○	伊	2,426	10,672	62	2,931	16,600	13,098	81.5	0.5	3,436	14.7	0	0	0	0
○	志	80	476			556	556	85.6	0	0	0	0	0	0	0

×	尾	張	28	214	20	2,364	211	188	3,005	242	87.6	0	2,575	8.2	7.3
×	三	河	809	1,214	20	1,758	644	18	4,463	2,023	60.0	1.0	2,402	26.8	0.7
×	連	江	424	2		3,874	2,013	62	6,375	476	0.5	0	5,887	34.2	1.1
×	駿	河	1,485	234		4,141	3,915	5	9,780	1,719	13.6	0	8,056	48.6	0.06
×	甲	斐	143	129	6	5,291	14,011	60	19,640	262	47.4	2.3	19,302	72.6	0.3
○	伊	豆	1,416	2,209	245	1,495	2,164	11	7,540	3,625	60.9	6.8	3,659	59.1	0.3
×	相	模	28	1		1,535	1,875		3,439	29	3.4	0	3,410	56.7	0
×	武	藏	45	124	6	19,871	14		20,060	169	73.4	3.6	19,885	0.1	0
○	安	房	1,025	2,651	46	766	777		5,262	3,676	72.1	1.3	1,543	50.4	0
×	上	繪	615	555		9,628	10,414	14	21,226	1,170	47.4	0	11,042	52.0	0.1
×	下	繪	16	1		20,348	9,154	28	29,547	17	5.9	0	29,502	31.2	0.9
×	常	陸	242	34	10	2,196	7,008	870	36,380	276	12.3	0	35,134	31.0	2.5
○	近	江	3,270	11,755		16,612	3		17,234	15,025	78.2	0.07	2,199	0.1	0
×	美	渡	1,260	992	51	534	7,361	221	26,497	2,252	44.0	2.3	23,973	30.7	0.9
×	飛	聊	1,803	322	18	15,238	6,018	95	8,790	2,125	15.2	8.5	6,552	91.8	1.4
×	信	渡	1,352	946			37,831	2,070	57,437	2,298	41.2	0	53,069	71.3	3.9
×	野	野	1,226	2		7,883	1,860	6	10,977	1,228	0.2	0	9,743	19.1	0.06
×	下	前	28			10,994	11,024	777	22,823	28	0	0	22,018	50.1	3.5
×	陸	中	556	239		34,329	22,509	2,420	59,753	795	30	0	56,538	39.2	4.3
×	陸	與	5,198	3,150	1,504	34,819	59,045	6,428	110,144	8,348	37.7	18.0	98,864	62.9	6.8
×	磐	城	717	612	192	14,051	19,469	2,420	37,461	1,329	46.1	14.4	33,520	58.1	7.2
×	岩	代	443	71		7,979	36,540	8,602	55,635	514	13.8	0	46,519	82.6	18.5
×	羽	前	656	4		4,159	25,988	445	31,252	660	0.6	0	30,147	86.2	1.5
×	羽	後	867	2,016	1	8,116	7,111	3	18,114	2,883	69.9	0.03	16,227	43.8	0.2
×			105	194	44	16,381	47,687	8,048	72,459	299	64.9	14.7	64,068	74.4	12.6

牛馬	國別	牡牛(A)	牝牛(B)	生產(C)	牡馬(D)	牝馬(E)	生產(F)	總計	A+B	牝牛率 $\left(\frac{B}{A+B}\right)$	生產率 $\left(\frac{C}{A+B}\right)$	D+E	牝馬率 $\left(\frac{E}{D+E}\right)$	產馬率 $\left(\frac{F}{D+E}\right)$
○	狹前	277頭	1,349頭	114頭	230頭	339頭	頭	2,195頭	1,626頭	83%	0%	569頭	59.5%	0%
×	越加	696	1,695	114	2,619	5,836	131	11,091	2,391	70.9	4.8	8,455	69	1.5
○	能登	773	4,395	41	664	11		5,884	5,168	85	0.8	675	1.6	0
×	越中	1,342	2,241	267	2,038	6,700	1,028	13,616	3,583	62.5	7.5	8,738	76.6	11.8
×	越後	660	9	3	2,036			2,708	669	13	0.4	2,036	0	0
×	佐渡	692	849	3	7,337	22,604	97	31,582	1,541	55.1	0.2	29,941	75.4	3.2
○	丹波	2,061	233	404	321	488	9	3,516	2,294	10.1	17.7	809	60.3	1.1
○	丹波	8,299	7,933	287	475	122		17,116	16,232	48.9	1.8	597	20.4	0
○	後馬	3,333	4,697	581	13	7		8,631	8,030	58.5	7.2	20	35	0
○	但馬	2,943	6,424	3,839	59	30		13,295	9,362	68.6	41.0	89	33.7	0
○	因幡	6,193	4,027	1,634	170	8		12,032	10,220	39.4	16.0	178	4.5	0
○	伯耆	12,574	7,723	1,867	151	5,551	262	28,128	20,297	38.1	9.2	5,702	97.5	4.6
○	石見	13,398	12,058	1,426	957	765	66	28,670	25,456	47.4	5.6	1,722	44.4	3.8
○	石見	1,157	2,867	409	140	761	143	5,477	4,024	71.2	10.2	901	84.5	15.9
○	隱岐	19,040	8,342	2,943	1,400	3,498	381	27,504	27,382	30.5	10.7	4,898	71.4	7.8
○	播磨	7,113	11,367	54	281	42		18,857	18,480	61.5	0.3	323	13.0	0
○	美作	13,067	4,508	786	433	442	16	19,252	17,575	25.7	4.5	875	50.5	1.8
○	備前	7,373	17,267	232	501	14		25,387	24,640	69.7	0.9	515	2.7	0
○	備中	3,727	4,265	859	288	5		9,144	7,992	53.4	10.7	293	1.7	0
○	備後	10,895	23,105	2,809	5,015	9,526	529	51,879	34,000	68.0	8.3	14,541	65.5	3.6
○	安芸	32,958	7,612	756	2,652	2,776	134	46,888	40,570	18.8	1.9	5,428	51.1	2.5
○	備安	9,872	15,162	286	6,980	2,607	31	34,938	25,034	60.7	1.4	9,587	27.2	3.2
○	備長	15,763	16,013	367	6,072	5,087	203	43,505	31,776	36.3	1.2	11,159	45.6	1.8

○	紀伊	6,038	3,803	969	1,047	270	41	12,127	9,841	38.6	9.8	1,317	20.5	0
○	淡路	3,693	5,630	476	2,127	622	87	12,589	9,323	60.4	5.1	2,749	66.7	1.5
○	阿波	11,062	12,674	621	15,373	4,658	22	44,475	23,736	53.4	2.6	20,031	19.6	0.4
○	讃岐	11,156	33,431	255	3,109	490	783	48,463	44,587	75.0	0.6	3,599	13.6	0.6
×	伊豫	13,569	19,153	1,659	7,828	8,315	51,307	32,722	58.5	5.1	16,143	51.5	4.6	4.6
○	伊士	7,123	14,158	1,030	19,183	18,915	1,682	62,091	21,281	66.5	4.8	38,098	49.6	4.4
○	筑前	12,905	15,924	819	13,780	2,486	16	45,930	28,829	55.2	0.3	16,266	15.3	0.1
×	筑後	85	122	272	13,332	1,604	8	15,151	207	58.9	0	14,936	10.7	0.05
○	豊前	12,146	6,306	272	10,224	375	21	29,344	18,452	34.2	1.5	10,599	3.5	0.2
○	豊後	24,727	47,841	3,824	16,174	15,329	1,057	108,952	72,568	65.9	5.3	31,503	48.7	3.4
○	肥前	12,027	22,990	1,125	5,975	13,900	649	56,665	35,017	65.7	3.2	19,875	69.9	3.3
○	肥後	16,891	23,374	3,910	26,909	64,546	6,071	141,700	40,265	58.1	9.7	91,455	70.6	6.7
×	日向	5,768	8,320	822	20,352	44,251	3,726	83,239	14,088	59.1	5.8	64,603	68.5	5.8
×	薩摩	10,546	15,764	1,111	30,283	33,065	1,867	92,636	26,310	59.9	4.2	63,348	52.2	2.9
合計		350,747	459,118	39,110	504,096	613,588	51,852	2,018,511	809,865	56.7	4.8	1,117,684	54.9	4.6

もつて近世の事情を推察するに十分であらう。当時わが国

では、二〇一万八五〇〇余疋の牛馬があり、そのうち牛は約八四万九千疋(四二%)であり、馬頭数は五八%を占め量的に牛を上廻っている。牛馬いづれが多いかによつてブロックを特徴づけてみよう。○印は牛、×は馬の優越する地域である。牛ブロックは山陰・山陽道地域を核としその周辺部に畿内を従属させており、一方馬ブロックは東北諸

国を中心に、東山・東海道地域をまきこんでいる。

ここでは本稿の主題との関連で牛ブロックの特徴づけを行なつておく。まず五畿内をみると、大和を除くほかは一般に牝牛が牡牛を全く圧倒していること、産牛率が零に近いことがしられる。産牛率の低いことは、この地方の牛が自給されたのではなく、他から商品として流通させられてきていることを示している。牝牛の多いことは、大和のよ

うな特殊な粘土質の土性（そのため牡牛が多くなる）の地域を除くと牛耕の普及の高さを予想させるのである。牝牛率の高さは、撰泉河の順になつてゐるが、これまた農業経営や自然条件によつて決定されてゐるのである。一方第1表の但馬から安芸にいたる牛所有の傑出した地域をみよう。この地方は先の五畿にくらべると産牛率が高くなつており、牛生産を行なうとともに、畿内との間に商品流通の展開が当然考えられてくるのである。

このような商品流通が行なわれるために、中国山系において数多くの市が立ち、またこれらを受けいれる畿内でも市が立つていたのである。畿内の牛市としては、撰津東成郡天王寺村の井川孫右衛門による市が最も大きく最も著名であるが、河内の生駒・金剛山脈の西山麓にも牛市が一七世紀半頃から花咲いていたのである。

次にこのような明治五年の全国的な牛馬数の実態とその地域的分業を知つた上で、本論に入ることにしよう。

## 第二章 駒ヶ谷の牛市場

### 一 元禄～元文期の駒ヶ谷市

畿内における牛市として最も著名なのは、撰津東成郡の天王寺牛市である。その牛市の始源については、明和七年の泉州の牛公事に際して「天王寺村市場之儀ハ天正十二年ノ御書下ケ被成遣牛市御免御座候」とあり、豊田武氏も元和三年二月の制札があるから相当早くから成立してゐたものであろうと推定されており、<sup>③</sup>ほゞ十六世紀末か十七世紀初にはできあがつていたものであろう。この牛市は『日本山海名物図絵』にいうように、中国筋からの登り牛の交易売買を行つていたのである。この牛市を中心に、十七世紀には河内の生駒・金剛山系の西麓部のいくつかの地域で、また泉州では野村に牛市が開かれていたようである。本稿で主題としてとりあげる駒ヶ谷市は前者生駒・金剛西麓の牛市の最も代表的なものといえるのである。

駒ヶ谷村は僅か三六〇石の村高の村であり大阪の東南五里、竹内峠をこえて大和に入る街道に沿つた村であり、河内と大和とを結ぶ街道の一つの要所をなす地点であつた。

この村の牛市については、『河内名所図会』（享和元年刊）に「駒ヶ谷は古市より東八町斗にして浪速より大和街道竹内峠に出る、此里に春秋二季牛市あり、他国より牛を多く

牽来りてここに繋く、遠近の博勞あつまりて市をなし価を究め売買す、駒ヶ谷の牛市といふ」と一般的な説明が与えられている。駒ヶ谷牛市は、近世の畿内では非常に有名なものであつたらしく、『五畿内産物図会』（文化七年刊）にも取りあげられている。

駒ヶ谷牛市の始源は、『農務顛末』<sup>④</sup>では、天正年中ということになつており、明治一五年で但馬・丹波・因幡・美作・備前・伯耆産の牛二五〇頭を、河内・大和・紀伊・伊賀・伊勢に売っているが、その天正起源説はあまり信憑性のあるものとはいえない。

宝暦二年（一七五二）に、天王寺市の独占が強化され在々の牛市が独自性を喪失して天王寺の統制にくみこまれようとしたとき、駒ヶ谷村牛問屋から出された文書に「男牛売買之儀凡百年余も牛宿仕来候由承伝候」とあり、この文言がほぼ正しいものとすれば、駒ヶ谷市の開始は大体一六五〇年前後、慶安一承応ごろということになる。

駒ヶ谷市に関する最も古い史料は、天和元年十一月に、河内古市郡駒ヶ谷村甚兵衛、石川郡一須賀村庄左衛門、高安郡垣内村忠兵衛・藤兵衛、同郡恩智村九郎兵衛の五人か

ら大和の郡奉行宛に出された願書である。その内容は、右の藤兵衛が大和小平尾村へ出むいた折同村の九郎兵衛とそ

の博勞久作が彼に乱暴したことに對する五人からの抗議であるが、この五人は「和州河州之百姓農作ニ入申候牛、西国より上り申候、其牛宿先祖より仕来申」ものであつたというから、天和頃にすでにこれら生駒・金剛山系西麓に五つの牛宿があり、西国登牛を取引していたことがわかるのである。この当時牛宿は、牛一疋につき銀二匁の口銭をとつていたが「百姓衆迷惑之由申候ニ付、今程ハ客衆はたご銭斗取申候」とある。一疋二匁の口銭は、入牛に對する口銭で

その後もずつと残り、後には三匁になつている。本来この口銭と旅籠銭とは別のものである。旅籠銭は、牛博勞・追手などの牛市での止宿にともなう費用である。口銭をこの時廃止したというのは他の史料から考えるとどうも疑わしい。

右の事件は、牛宿の垣内村藤兵衛から西国牛を買つて大和百姓へ売却していた小平尾村久作が彼に代銀一貫一四六匁余の滞りをしていたというところにその根本原因があつたらしいが、このような牛代銀の滞納のため、「西国之客衆（國衆）隙入迷惑」、従つて「近年前々之半分ならてハ登

り不申、其故牛欄段高直ニ罷成」つたといわれている。当時の取引量はわからないが、登り牛の減少傾向がでてきているのであるが、まだこの時点ではこのようないくつかの牛宿があり、それらを中核に河内・大和、更には泉州あたりにより自由な牛流通が行なわれていたと考えられる。

元禄三年二月に、現存の最も古い仲間掟が残っている。

これによると一須賀村庄左衛門・駒ヶ谷村甚兵衛・神宮寺村九郎右衛門・垣内村忠兵衛の四人が「問屋」とある。この規約は、問屋と仲買博勞に関する取きめであり、河内への入牛はすべてこの四軒の問屋の支配下におかれ、たとえ売残りの牛でもこの問屋以外へ売れず、道むかえは摂津十三村で仲買衆がすることとなっている。登り牛は駒ヶ谷の例では西国筋から十三村↓河内川辺村↓大堀村を通つてきたものと思われる。天和に牛宿といわれたのが、元禄には牛問屋となり、そのメンバーも若干かわつている。甚兵衛は、駒ヶ谷村の庄屋筋であるが、彼は「私儀西国より参候牛之間屋仕、和易河州方々百姓方へ肝煎買遣し申候」(元禄十六年)、「数年西国参り候牛問屋仕来候而、五畿内へ不及申、其外伊賀伊勢紀州迄も方々百姓衆へ牛売買仕候」

(正徳六年)とあり、甚兵衛の取引は地元河内だけでなく、大和から五畿内およびその周辺まで相当広範囲にわたつていようである。

正徳五年の仲間定では、第2表のような四軒の問屋のほか、仲買博勞の名が判明する。北は高安郡垣内村から南は錦部郡天見村までに広く二二人が分布している。いずれも大和と反対の山麓に点在しており、大和との取引がこの地方の牛流通にとつて少なからざる意味を有することを予想させるのである。この史料は、田舎牛売買と地牛売買という二種の取引を規定し、西国登牛については是まで通り座舗銀を渡すこと、地牛売買は掛売買しないこと、牛売買中次にはふちさきとして是まで通り銀二匁受取ることを定めている。地牛と田舎牛との関係は、後に少しづつ明らかになるが、先ばしつていうと、第1表でみたように元来五畿内では牛は殆んど生まれなかつたのだから、もととはいえば畿内の地牛チノウも西国牛にはかならないのである。この西国登り牛は主として若く、これを買つて育てると、二、三年して「地牛」という名で売却し、かわりに新しく西国牛を買うのである。この仲間定にもまだ登り牛の日限に関する規

第2表 河内牛商人

	村名	正徳5	享保18	宝暦6	明和6
問屋・組頭	古市郡駒ヶ谷村	甚兵衛	甚兵衛	甚兵衛	甚兵衛
	石川郡一須賀村	庄左衛門	孫三郎	孫三郎	三郎兵衛
	高安郡恩知村	九郎右衛門	九郎右衛門	藤三郎	
博	高安郡恩知村	九平次	九平次	九平次	新七郎
	" 垣内村	伊兵衛	弥平兵衛	平右衛門	孫右衛門
	" 大窪村			三郎兵衛	三郎兵衛
	" 郡川村				孫七
	古市郡駒ヶ谷村	忠弥右衛門	忠弥右衛門	庄嘉兵衛	庄嘉兵衛
	" 古市村	吉長八兵衛	長与八兵衛	太郎兵衛	五右衛門
	大泉郡大泉村	八右衛門	新七		
	石川郡喜志村	新与九七	忠五九七	伝小右衛門	喜小善兵衛
	" 一須賀村	治加兵衛	治兵衛	治権右衛門	次武庄兵衛
	" 佐備村	勘庄右衛門	半七	嘉右衛門	嘉右衛門
勞	" 大伴村	治加兵衛	嘉庄右衛門	佐助	佐助
	" 森屋村	惣四郎	弥助	新助	惣吉
	" 二河原辺村	文四郎			
	" 春日村		久右衛門	佐平次	
	" 新堂村			徳兵衛	
	" 飛鳥村				九兵衛
	錦部郡小山田村	長右衛門			
	" 加賀田村	八郎兵衛	清兵衛	清兵衛	伊兵衛
" 流谷村	弥平次				
" 岩瀬村			李右衛門		
" 天見村					
" 向野村	市左衛門			勘兵衛	

定がないのは、当時入牛が比較的順調に行なわれ牛取引が一般商業の繁栄と歩調を合せて自由な性格をもち、流通機

構が大した障害にぶつからないで整備されつつあつたことを物語つている。登牛も当時は問屋は「当国へ引のぼり候

牛等を買調」るほか、自ら毎年三月頃から「銀子致才覚之、西国へ能登り買登」つたりして年々五百疋余を入れている。このように問屋が直接西国筋へ出向いて買付けることは、後のように天王寺市の市場独占の強化がみられると在地牛問屋の機能から姿を消し、逆に河内の仲買博勞が買下りをして問屋をこまらすにいたるのであり、かかる点から考えると確固とした封建的な統制に基く流通機構というにはあまりにも自由であり、在地問屋の独自性が十分によりみとれるのである。

駒ヶ谷村甚兵衛家は、享保三年九月代替りで子の三之介が幼少のため別家の新兵衛に一時的に問屋を譲っているが、その時甚兵衛家は四〇貫目の掛方をかかえている。この銀高を牛一疋一五〇匁として牛数に換算すると、牛二五〇〜六〇頭分にあたり、当時の取引高の一斑を示してくれる。

この掛高は仲買博勞との間に生じたもので、先の正徳五年の仲間定にもまた享保一八年の仲間定にも仲間の内払銀算用がすまぬ内は売買させぬとしており、代銀の滞りがこの時期の主要な問題点であったといえる。先にみた天和の一件も大和博勞の滞銀に事を発したものであり、また享保一

一年に駒ヶ谷村博勞久右衛門と徳右衛門が二貫二四匁のうち五〇九匁六分を銀で支払い、残りを高二石七升の土地で精算しあげくは牛商売から手をひいたり、この種の例は数多くみられる。とくに遠隔地間の取引だけに当時の商業組織ではとかく危険を伴ないがちであった。④ 商業より農業経営が安全と考えられるのは、まだ商業関係が十分にその機構を整備しえていなかつたからであろう。甚兵衛もこの頃、三カ年で一九貫に及ぶ売掛銀をかかえて運転資金の欠乏を生じ田地を少し売りはらつたりしている。

かかる仲買博勞のうち河内の分は第2表に示したが、一方このほかに大和の分がいたのである。たとえば元文六年に起つた問屋甚兵衛と和州宇陀郡野依村小兵衛との牛売代銀三貫目余の代銀滞出入はかかる関係から出た問題である。この両者の取引は以前からあつたが、野依村庄屋新兵衛から小兵衛は「田畑多所持仕候髓成ル」ものという挨拶があつて信用していたという。このように問屋に対して代銀未払にしなから一方和州・河州にかけて手広く牛商売を行つており、また「小兵衛方ニ而牛市取立仕、拾四年以前申年（享保一三）閏正月廿日時分兩三日と申、宇陀郡は不及申ニ

第3表 駒ヶ谷地牛取引

	和州かし	河州かし	城州かし	泉州かし	計	牛にて取
享保10～享保18	10,416.3 <sup>匁</sup>	7,503.7 <sup>匁</sup>	6,473.06 <sup>匁</sup>	1,334.2 <sup>匁</sup>	25,727.26 <sup>匁</sup>	1,361匁(牛11疋)
享保19	10,550.0	7,217.2	6,130.0	1,758.5	25,656.9	770匁
“ 20	10,193.03	7,508.7	6,335.4	1,746.2	25,780.13	810匁(牛8疋)
元文1	11,987.01	9,293.75	7,638.4	1,430.8	31,065.35	2,470匁(牛13疋)
“ 2	13,084.73	8,530.0	9,367.56	1,629.65	33,619.94	2,053匁

國中諸方共廻状出シ大勢之人數  
 招寄牛興行仕、相集り候事十日  
 斗之間ニ而御座候、夫故河州表  
 ハ私申遣シ呉と達而頼被申候  
 ニ付、河州より式十人斗牛追越  
 申候、凡牛集り候処百疋余ニ御  
 座候」といわれるように、小規  
 模ではあるが「前代承り不及  
 候牛市」を新規に開き、式貫匁  
 の利益をあげたといわれている。  
 彼は大和博勞の中では大きい方  
 であろうが、河内駒ヶ谷牛を主  
 たる商品として牛市を独自に開  
 くなど、この点に牛市統制のゆ  
 るさがつきりと示されている。  
 まだ河内博勞・問屋は独占権を  
 有しないため大和の新規牛市に  
 対してその不法を訴える法律的  
 な根拠はもたず、宝暦六年のよ

うな大がかりな市場争奪戦は生じないで、ただ代銀欠滞と  
 いう形態でその対立が展開してくるのである。

享保から元文頃については甚兵衛家の牛取引量が判明す  
 る。この史料は地牛と田舎牛とに分けて、地牛については  
 大和河内山城和泉に対する売掛金の十二月末の決算部分と、  
 田舎牛買込は五月十月の二回の決算部分とからなりたつて  
 いる。地牛売買は大体登り牛とは別に恒常的に行われる。  
 この地方の牛の売払であり、ここには売掛金のみかき出し  
 である（第3表）。売掛金高は和州・河州・城州・泉州の順  
 になつており、駒ヶ谷村の牛市がこれら四カ国と右の順位  
 で取引形態に入つていたことがわかる。河内は地元である  
 だけに取引量も多いように思われるが、実際には駒ヶ谷市  
 の牡牛は土質や農業経営の型に規制されてかえつて大和を  
 第一の売込市場としていたようである。第3表の右欄の  
 「牛ニ而取」は貸方の計算に加算されるものでおそらく地  
 牛間の交替―替牛によるものであろう。すなわち農民は持  
 牛をよりよい牛と交換しその差額を博勞に支払わねばなら  
 ないのである。

大和博勞の地牛の取扱の例では、正徳三年寺口村孫右衛

門がある。彼は河内の各村々から二〇疋、三貫三四匁の牛を買いあげているが、この買入先は石川の downstream 附近（古市、円明、駒ヶ谷）およびその支流の東条川流域（中村、二河原辺、出合、漆原、北水分）、一部は泉州高藏寺に及んでいる。勿論問屋が地牛と登牛の双方を取扱つたように、これら仲買博勞もこの両方の取引に従事していた。ただ登牛の日限は春五月と秋十月にはぼ固定していたためその取引は集中的に行われ、地牛売買は比較的長期にわたつて半ば恒常的に一定の日限を限らずに行われていたようである。

寛延三年十月に恩智村博勞弥兵衛が、河内丹北・丹南郡の九カ村（西大塚、東阿保、西阿保、三宅、松原、丹下、長曾根、金田、小藏田、大堀）二二人の農民から二二疋の牛を五貫九七〇匁で買入れたものの、その代銀が滞つて身代限りとなつてゐる。これは先の大和博勞の例とあわせて、河内博勞の地牛買入先をよく示している。このような博勞の地牛取引を問屋が総括し農民と博勞間の金融に責任をもつていたのである。

寛延前後の伊勢・大和売についてみると、伊勢塚本村藤村儀兵衛は、甚兵衛から延享三年二四疋（六貫二〇匁五分）、

同四年一〇疋（三五兩三歩）、寛延元年九疋（三三兩三歩）を買い、大和宇陀郡野依村新兵衛（庄屋）は、寛延二年二一疋（四貫四〇二匁）、同三年一九疋（四貫三三二匁）を買つてゐる。この時の取引は春牛・秋牛・冬牛となつてゐるが、春牛は正月から七月、秋牛は八月から九月、冬牛は十月から十一月に該当していたようで、兩人の買入牛八三疋の中では秋牛にのみ登り牛があらわれその量もわずか五疋にすぎない。他はすべて、中村・川野辺・平石・白木・葉室、下河内・碓井・円明・駒ヶ谷・野々上といつた古市・石川郡と、一部河原城、黒山などの丹南郡と、深坂・豊田・八田寺・釜室・田中・高藏寺・野田尾・伏尾（伏尾）など泉大鳥郡の地牛となつてゐる。大和方面へ入る地牛の分布はこれで一層明確になつたわけである。このように博勞によつて買われた牛は、大和・河内・山城へ売払われて行つたのである。<sup>①</sup>

つぎに山城関係についてみよう。山城への売払は京九条・東寺・鳥羽・横大路といつた京都南部の諸村であり、大津―伏見間の陸上交通業者たる牛車屋へ売られている。「京都江諸荷物積登り申候車牛数年売申候」といわれるように農耕牛ではなくて荷牛であり、これは西国からの若牛では

第4表 駒ヶ谷市田舎牛取引

年 代	季 節	取引 牛数 頭	A		B		C		D		牛 1 頭 格 毎
			代 銀 毎 匁	口 銭 引 方 毎	牛 之 入 毎	牛 入 口 銭 毎	泊 造 リ 用 毎	B+C +D 毎	払 銀 A-(B +C+ D) 毎		
享保19	春 登 秋 登 リ	90 57	12,933 7,484	1,800 1,114	211 201	422 402	574 330	2,796 1,872	10,135 5,612	144 131	
享保20	春 登 秋 登 リ	74 46	11,094 5,516	1,480 920	240 167	480 334	470 414	2,430 1,668	8,664 3,848	149 120	
元文 1	春 登 秋 登 リ	81 56	12,187 8,028	1,620 1,120	212 115	424 230	352 146	2,396 1,496	9,791 6,532	150 143	
元文 2	春 登 秋 登 リ	172	39,019	5,160	?	1,723	1,269	8,152	30,867	226	
寛保 3	春 登 秋 登 リ	75 52	18,509 11,476	3,000 2,080	? ?	1,200 1,629		4,200 6,145	14,309 7,774	247 221	
延享 1	春 登 秋 登 リ	74	19,320	2,960	?	1,114		14,136	15,250	259	

勤めがたくその牡の若牛をある程度河内で飼育した上で送りこんでいたのである。かかる地牛売買のほかに、田舎牛売買があった（第4表）。享保末から寛保頃までの取引をみると、二度の登り牛を合せる

と四〇〇疋前後の入牛があり、享保一九年四二疋、同二〇年四〇七疋であるが、元文には三二七疋と減少している。先に年間五〇〇疋といわれた頃からみるとその減少はあきらかである。この入牛のうち駒ヶ谷市で売買されたのは一三〇疋から一七〇疋に及んでいる。入牛数と取引数（一般に出来高という）との関係をみるに、入牛がやや減少傾向にあるのに対し取引数にはあまり変化はない。この時期では駒ヶ谷市は春登りの方が一般に数が多かつたといえよう。

当時入牛一疋につき銀二匁を徴収している。これは正徳五年の屋舗銀、ふちさき銀いずれに相当するのかわつさりしないが、問屋の利益分である。これとならんで口銭引方として支払代銀から差引いている部分がある。その額は一疋につき享保十九匁元文元年は二〇匁、元文二年には三〇匁、同三年には四〇匁と漸増している。この引方はその後も引続いてみられるが、これが問屋の収入になつたのかはつきりしない。元文二年から牛の価格をはじめ一般に物価高になつていゝのは、貨幣改鑄に因るものである。春牛と秋牛とをくらべると全般に春牛の方が高くなつていゝが、これは秋牛はこちらに登つてくる前に農耕その他で使用さ

第5表 駒ヶ谷市登り日

年代	延 享 4	宝 暦 2	宝 暦 12	明 和 3	明 和 6	明 治 2
市						
春牛 (5月)	節 5日 前日 よ 5り ま で	節 10日 前日 よ 10り ま で	節 日 10後 ま で	5月 節 日 ま で	5月 節 日 ま で	5月 節 日 よ 10前 り 10 ま で
秋牛 (10月)	〃	節 10日 前3 よ 10り ま で	節 日 5日 後 5 ま で	10月 節 日 5日 後 ま で	10月 節 日 3日 後 ま で	10月 節 日 よ 10前 り 10 ま で

れており、足は強くてすぐ使用できるが中国筋で秋を過ごして瘦せているからといわれる<sup>⑧</sup>。

このように駒ヶ谷市は元禄ノ享保期にかけて早くも四〇〇頭に及ぶ牛市が開かれていたのである。備後三次十日市の四千から六千に及ぶ牛馬市(延享年間)や作州久世市の三千頭(寛政年間)<sup>⑨</sup>などのような中国筋の生産地帯の牛市に比べると遙かに規模は小さいが、消費地市場としては天王寺市につぐ大きさを有していたと思われる。

当時登り牛の日限については一切史料にあらわれてこないが、享保末には先にみたように大体五月、十月に入つてきたようである。しかるに延享四年十月に、登り牛売買が延引しがちである

ので、五月・十月節五日前日までと日限をきめ、その日に遅れた国衆は問屋方へ入牛できず、また出買道買を禁止している(第6表)。この史料は因幡7・備前3・出雲1・作州4のあわせて一五人の国衆から問屋甚兵衛へ差出したものであるが、延享にいたつて始めて登り日の決定を中心に問屋の統制がきびしくなつてきたのである。

その直接的な契機はここにみる限りでは入牛の延引があり、また先に触れたように入牛量が漸減しつつあることも考えられるのである。それではなぜそのような事態になつたのか。丁度この頃、寛文弐年以來暫くやめていた天王寺牛市が、寛保二年に再興したと関係あるようである。<sup>⑩</sup>

天王寺市の中絶はおそらく競争市の出現によつてもたらされたのであろうが、この再興後も天王寺市は不繁昌で連上銀の上納にさしつかえるようになり、かくて逆に宝暦二年には独占体制を強化してくるのである。このような寛保の天王寺の独占に対し、翌年泉州南郡泉郡から、ついで延享元年には摂河泉一郡から反対がおこつたが、その結果「天王寺村へ罷越候牛を外在々ニ留置売買致候義勿論新規ニ牛市等立候儀一切致問敷候」ということになり、結局天

王寺の支配体制を領主側が保証することになつたのである。このような天王寺の動きに河内の牛市がどのようにに対応したかわからないが、後の史料からみるとまだしばらく（宝暦二年まで）独自性を維持していたと思われるものの、その影響は強く浸透してきたのであろう。延享四年の仲間定がそれ以前のとくらべて日限の点で相異を有してくるのはかかる時期の変化を反映したものであろう。

## 二 元禄期の摂河泉の牛流通

牛取引の内容をより詳細に知るため、摂河泉の三カ国を牛所有関係を通じてその各々の特色をしらべてみよう。

### (1) 河内古市郡駒ヶ谷村

駒ヶ谷村の牛所有は、元禄以降すべて牡牛であり、文政三年にいたつて始めて牝牛があらわれてくる。この点第1表でみた河内全体の牝牛優越とくらべて特殊な例で、牝牛の多い大和取引を中心とする牛市であることをよく反映している。同村の牛は、一般農民のほか博労によつて所有されてゐるため、単に農耕用に使われるだけでなく、販売用としての意味を有し事実所有牛は一般の村にくらべると移動率が高い。第6表は享保末年の変化を示したものであるが

その移動は大きい。牛の買入は同村の博労から行なわれるが、一方博労自身が持主となつてゐる場合には彼らが直接他村から買付けていることがわかる。甚兵衛や与兵衛といった博労（甚兵衛は問屋をもかねる）の持牛は、西国登り牛のほかに、菅田・出合・和泉あたりからも購入している。

### (2) 和泉大鳥郡諸村

駒ヶ谷市と早くから取引関係にあつた和泉大鳥郡<sup>ニッゾ</sup>上神谷方面の、元禄三年当時の牛所有をしらべてみよう<sup>⑧</sup>。この地方の牛所有は、大庭寺・太平寺・小代村のような平野部ではすべて牝牛であるが、石津川上流の山間村落である畑・田中・鉢峯山・片蔵・釜室村などはすべて牡牛であり、駒ヶ谷の所有関係と全く同一であり、先に部分的に触れた両者が牡牛の同一市場圏にあつたことが傍証される。事実牛の売買関係をみるとそのことはより明らかとなる。第7表に示したのは各村の牛数のすべてではなく、元禄三年から翌四年の一カ年間で移動のあつたものだけである。これを見ると、牡牛所有の村は一部の例外のほかはすべて河州古市・石川・錦部郡の金剛山麓の村々と売買関係に入つてゐることがわかる。いわゆる泉州の地牛の実態がこれで判明

第6表 駒ヶ谷村の牛所有の変化

牛所有者	享保15			享保17			享保19		
	牛色・年令	買	入先	牛色・年令	買	入先	牛色・年令	買	入先
与次兵衛	7歳		岩井村酒右衛門=買	6歳		古市郡齋田村久兵衛=買	6歳		菅田村久兵衛=買
弥兵衛	7歳		当村馬喰三太郎=買	7歳		当村馬喰弥八郎=買			
久五兵衛	6歳		当村馬喰甚兵衛=買				黒		
久兵衛	5歳		当村馬喰五兵衛=買	6歳		当村馬喰又兵衛=買	黒		当村馬喰又兵衛=買
与九郎兵衛	5歳		当村馬喰治兵衛=買	7歳		当村馬喰与次兵衛=買	黒		当村馬喰治兵衛=買
六郎兵衛	7歳		当村馬喰又兵衛=買	6歳		当村馬喰甚兵衛=買	黒		当村馬喰甚兵衛=買
茂吉兵衛	6歳		当村馬喰甚兵衛=買	7歳		当村馬喰治兵衛=買	黒		当村馬喰治兵衛=買
久甚兵衛	5歳		当村馬喰与次兵衛=買	7歳		当村与次兵衛=買	黒		当村与次兵衛=買
清右衛門	5歳		当村馬喰与次兵衛=買	6歳		出合村重兵衛=買	黒		和泉楚瀬松治郎=買
六世左兵衛	5歳		美作国作兵衛=買	5歳			黒		
七左衛門	6歳			6歳			黒		
吉右衛門	7歳			5歳		当村馬喰甚兵衛=買	黒		水分村伊左衛門=買
新字八兵衛	5歳			6歳		当村馬喰久右衛門=買	黒		川野辺村清右衛門=買
弥兵衛	6歳			7歳		坂田村治郎兵衛=買	黒		春日村久右衛門=買
宇吉又兵衛	5歳			5歳		当村馬喰甚兵衛=買	黒		菅田村甚兵衛=買
伊兵衛	6歳			6歳			黒		水分村久兵衛=買
	7歳			5歳			黒		中村権兵衛=買
	赤			5歳			赤		当村馬喰与治兵衛=買

註 すべて牡牛

第7表 伯太藩領泉州大島郡村々牛取引 (元禄3)

村	牛 持 主	売 牛 (歳)	売 払 先	買 牛 (歳)	買 入 先
畑 村	加右衛門・惣兵衛	牡牛(7)	河州四つくの木村久右衛門	牡牛(6)	河州四つくの木村久右衛門
	惣兵衛	"(7)	"	"(7)	河州四つくの木村久右衛門
	太左衛門	"(7)	" 喜志桜井村九兵衛	"(6)	岩室村喜右衛門
	与左衛門	"(7)	"	"(6)	河州喜志桜井村九兵衛
	七左衛門	"(7)	"	"(6)	"
	佐右衛門	"(7)	"	"(6)	"
	惣左衛門	"(7)	"	"(6)	"
	惣右衛門	"(7)	"	"(6)	"
	吉兵衛・三〔	"(7)	河州石川郡一須賀村庄左衛門	"(6)	河州一須賀村庄左衛門
	善右衛門	"(6)	"	"(3)	河州四つくの木村久右衛門
	甚右衛門	"(7)	"	"(7)	"
	利右衛門・市三郎	"(7)	河州喜志桜井村九兵衛	"(7)	河州喜志桜井村九兵衛
忠三郎・三次郎	"(6)	河州一須賀村庄左衛門	"(5)	河州一須賀村庄左衛門	
田 中 村	甚 太 夫	"(6)	河州駒ヶ谷村甚兵衛	"(6)	河州駒ヶ谷村甚兵衛
	加右衛門・覚兵衛	"(7)	河州一須賀村庄左衛門	"(5)	河州一須賀村庄左衛門
	長右衛門・忠右衛門	"(7)	河州喜志村弥三右衛門	"(6)	河州喜志村弥三右衛門
	九 郎	"(7)	河州駒ヶ谷村甚兵衛	"(5)	河州駒ヶ谷村甚兵衛
	池の坊・次郎右衛門	"(6)	添尾村利兵衛	"(6)	添尾村利兵衛
	長 兵 衛	"(7)	河州一須賀村庄左衛門	"(6)	河州一須賀村庄左衛門
	庄右衛門・次郎右衛門	"(6)	河州石川郡喜志村弥三右衛門	"(6)	河州喜志村弥三右衛門
鉢 峯 山 村	庄 兵 衛	"(8)	河州一須賀村庄左衛門	"(5)	河州一須賀村庄左衛門
	庄 兵 衛	"(7)	河州喜志村弥三右衛門	"(5)	河州喜志村弥三右衛門
	長 左 衛 門	"(7)	"	"(6)	"

村	牛持主	売牛(歳)	売払先	買牛(歳)	買入先	
録翠山村	善四郎・八兵衛 忠兵衛・長十郎 市兵衛・清三郎 利右衛門 助左衛門 仁右衛門・市右衛門	“(7) “(8) “(6) “(6) “(6) “(7)	“ “ “ 河州錦部郡向野村庄三郎 河州喜志村弥三右衛門 “ “ 新兵衛 弥三右衛門 添尾村利兵衛	“(5) “(4) “(5) “(6) “(5) “(6)	“ “ “ 河州駒ヶ谷村甚兵衛 “ “ “ 河州喜志村弥三右衛門 河州錦部郡錦織村九右衛門 添尾村利兵衛	
	片歳村	三郎兵衛 九郎兵衛・五郎兵衛 庄左衛門 六右衛門・仁兵衛 清左衛門 太郎兵衛・清左衛門	“(7) “(7) “(8) “(6)	河州喜志村九兵衛 泉州大島郡添尾村九兵衛 河州喜志村九兵衛 河州喜志村九兵衛	“(7) “(5) “(6) “(6)	河州喜志村九兵衛 河州駒ヶ谷村甚兵衛 河州喜志村九兵衛 “ “ “
		釜室村	二郎兵衛・庄右衛門 与次郎兵衛 五郎兵衛 吉左衛門・利右衛門	牝牛(8) “(7) “(7) “(8)	河州西蒲村新兵衛 “ “ “ “ “ “	牝牛(6) “(6) “(6) “(6)
大庭寺村	三左衛門 佐左衛門・与五左衛門 武右衛門・藤兵衛 连右衛門 庄左衛門・助左衛門 小左衛門 喜三右衛門・七左衛門		牝牛(7) “(7) “(7) “(7) “(7) “(7)	泉州野々井村九郎右衛門 “ “ “ 池田谷平井村弥兵衛 “ “ “ 泉州野々井村八右衛門	牝牛(6) “(5) “(6) “(6) “(6) “(5)	泉州野々井村九郎右衛門 “ “ “ 池田谷平井村弥兵衛 “ “ “ 泉州野々井村八右衛門

第8表 和泉大鳥郡村々牛移動率  
（元禄3）

所 村	有 数	年内 売却 数	牛移動 率 %
畑村	17	12	70.6
田中	16	6	37.5
鉢山	21	12	57.1
片蔵	19	4	21.1
釜室	14	3	21.4
大庭寺	18	7	38.9
大平寺	11	1	9.1
計	116	45	38.8

する。この牡牛市場圏は強く駒ヶ谷などの河内牛市と結びついたのであるが、泉州全体としてはこれは一般に及ぼすことはできない。たとえば牝牛所有（泉州ではこの方が一般的。第1表参照）によつて特徴づけられる大庭寺・太平寺の牛は河内とは無関係に泉州内部でのみ動いている。勿論この牛ももとは西国登り牛であるが、泉州は牝牛の野村市を中心の一つの市場圏があり、この方面には主として但

太平寺村	庄右衛門・庄右衛門 清右衛門・利左衛門	〃 (6)	泉州大鳥郡高石村市左衛門	〃 (6)	泉州高石村市左衛門
	忠兵衛・九郎左衛門	〃 (4)	泉州高石村仁左衛門	〃 (7)	〃 仁左衛門

馬牛が供給されたようである。大阪府『農事調査』によると「和泉国ニテハ古来毎年但馬地方ヨリ当才ノ牝牛ヲ買入レ、十ヶ月乃至一ケ年間飼育シ耕耘ノ法ニ熟

練セシメテ後紀州村方へ売ルノ習慣アリ」とのべている。このような泉州の牛飼育の特色は、第8表に示したような牛移動率の高さとなつてゐる。一カ年間だけの数値なので村によつて相当の開きがあるものの、全体を通じて一六疋のうち四五疋（三九%）に及んでいる。また購入牛は売却牛より年齢が若くなつてゐる。必ずしも当歳の牛ではないが、若牛を買い入れていたといえる。

以上二つは相関連した地域であるが、次に直接これらと結びつかない地域をとりあげる。

(3) 摂津武庫郡上瓦林組

摂津尼崎藩領の上瓦林組のもとにいた牛博勞茂右衛門・与三左衛門（上瓦林村）、五左衛門・清左衛門（常松村）の四人が、元禄元年から宝永三年までに売買した八七疋の牛についてみよう。この地域の牛はすべて牝牛でその点前掲の河内や泉州北部の村とちがつてゐる。右の四人のうち茂右衛門が最も中心的な博勞で、この八七疋のうち七八疋を売

第9表 尼崎藩上瓦林組博勞取引  
(元禄1~宝永3)

取引先	買入数 %	売払数 %
摂津武庫郡	48 (55.4)	41 (47.3)
川辺郡	5 (5.7)	19 (21.8)
寛原郡	1 (1.1)	1 (1.1)
豊嶋郡	1 (1.1)	8 (9.2)
嶋上郡		4 (4.6)
河内城前	25 (28.7)	5 (5.7)
山備	6 (6.9)	5 (5.7)
美作	1 (1.1)	4 (4.6)
不		
計	87(100.0)	87(100.0)

国登牛で、主として備前は九艘村・国ヶ原村から、美作は山ノ上村から入つてゐる。西国牛の占める割合は三五%で残り六五%は武庫郡を主とした地牛によつて占められてゐる。かくて附近農民から買われた牛は即日又は二、三日のうちにはすべて売捌かれるが、その売先は地元武庫郡が半数近くをしめるとはいえ、河内・山城方面にまでちらばつてゐる。武庫郡の場合、買入先としては五五%であつたが、売先としては四七%となつてその集中度がおち、西国登牛を別にすれば売却先の方が買込先より広い流通市場をもち、それらは武庫郡からみれば東北の方向にひろがつてゐる。

買してゐる。第9表をみよう。牛の買入先は備前二五、美作六、合せて三一定が西

この場合河内とは交野・大泉郡、山城は八幡方面である。ここであきらかになつた牛所有の問題は、後に農業経営と関連させてみることにする。

- ① 鷺見等曜「泉州の牛公事」(『近世史研究』一〇頁)。
- ② 豊田武『増補中世日本商業史研究』一八七頁。
- ③ 『農務類末』第四卷、五三四頁。ここには明治十五年頃の百足以上の取引のある全国の牛馬市場を表示してあり、これを一部加工したものに、石田寛・横山英治氏の「大山博勞座」(『岡山史学』六号)がある。大阪府に関しては次の三例があげられてゐるが、不正確な点が少しある。たとえば須賀村は一須賀村の

名称	位置	起源	期節	頭数	産地	販路	手数	市税	盛衰
市牧牛	石川内一須賀村	宝曆3	5月	150頭	因幡	大和	ニ頭	高百	明治6年以
市耕牛	同古市郡	天正	11月	250頭	但馬丹波	河内大	一頭	高百	盛
市牛	同錦部郡	明治13	3月	270頭	美作備前	河内	前ニ	不詳	近來他ニ新
中国	同同	明治13	8月	270頭	美作備前	河内	前ニ	不詳	設市場ノ多
牛市	同同	明治13	5月	270頭	美作備前	河内	前ニ	不詳	微ニ至ル

行りだし、錦部郡に駒ヶ谷村はないからこれも村名がまちがつてゐると思われる。また市起源についても一須賀、駒ヶ谷村とも一七世紀前半と推定される。『大阪府誌』(明治三五年刊)にも、「四百年以前の創立にして、当時駒ヶ谷牛市と称し殊に

有名なりき、幕府の頃に至り他に開設を許さざりしを以て最その盛を極め、維新後稍衰微せり」（第一編二七〇頁）とあるが、これも市の始源については必ずしも正確でない。

④ たとえば大阪府『農事調査』に「府下ノ畜牛ハ概ネ但馬因幡伯耆美作備前備中ノ諸國ヨリ購入シ単ニ運搬耕耘に使役シ其懷孕ヲ嫌厭シ蕃殖ノ用ニ供セサルヲ以テ著ルシキ沿革ナン」とあり、その他『西成郡史』四五二頁、鷲見等曜、前掲「泉州の牛公事」一五頁参照。

⑤ 羽曳野市駒ヶ谷真銅吉太郎氏文書。

⑥ 元禄元年になると河内の農村にも広く商業活動が行き渡り、遠隔地との取引が現われている。本稿でとり扱う地域に近い石川郡大ヶ塚村の元禄期の庄屋は、「当地に住者ハ商ひ斗ニても其家久敷ハとゞのひがたからん。又耕作のミにてもさかふる事さのミあらじ。商売と耕作とを車の両輪の如くすべし」（野村豊・由井喜太郎『近世庶民史料―河内屋可正旧記―』一九四頁）とべている。しかし彼が農商の二本経営を主張しているのは一つには商業の危険性による。とくに遠隔地のそれはその傾向が強く、同村の大友屋三郎兵衛と中村屋八右衛門が俵物・木綿の取引をして結局分散してしまつたり（同書一〇九頁）、「殊に遠隔他国の商ひ猶以当地に不相応也」（一九五頁）といつて北國・長崎浦商業の失敗者を十人あげているのはこの間の事情を物語っている。

⑦ 例えば大和御所庄兵衛が甚兵衛を通じて買入れた地牛（一部登り牛を含む）は次のようになっている。

書出し覚

五月迄 一貳貫六百十六匁 地牛壳高

又正ミ 三百三拾匁 武右衛門登り牛

又正ミ 貳貫九百四拾六匁也

秋十月迄 一壹貫四百四拾六匁 地牛壳高

又正ミ 八百匁 登り牛四疋

又正ミ 貳貫貳百四拾六匁也

惣合五貫百九拾貳匁也

子王十一月十四日

⑧ 欠年九月の史料で山城段之上まで行つた次左衛門から甚兵衛宛の書翰によると「牛人共ふしニ而のぼり申候……然ハ古市（古市郡）嘉兵衛牛ハ東寺仁兵衛ニい申候、金田牛（丹南郡）ハ五郎兵衛へおひこみ申候、今日参り候亀井牛（渡川郡）ハあかいけ吉兵衛へふきに入ながら入候てあかいけニい申候……」とあり、河内地牛の山城壳の実態がしられる。天明四年の史料に「四疋之内一疋ハ殊之外つよ牛ニ御座候故直段相違無御座候故京登り仕候」とあり、山城牛は農耕には強すぎる牛を送つていたのである。

⑨ 小葉田淳『日本の貨幣』一七九頁以下。

⑩ 駒ヶ谷真銅吉太郎氏からの聞取。同家は明治三一年以降昭和一六年まで牛問屋を勤めた。

⑪ 芸備地方史研究会『広島県―今と昔の産業』六七頁。石田寛・佐藤雄一郎「中国山間市場の研究―岡山県久世牛市の場合―」（『岡山大学教育学部研究集録』七号）四二頁。

⑫ 鷺見等曜、前掲『近世史研究』一号論文、一〇頁。

⑬ 大阪府泉北郡泉ヶ丘町豊田小谷方明氏文書。鷺見等曜氏の筆写史料を借覧した。

⑭ 西宮市瓦木町岡本俊二氏文書。八木哲浩氏の御厚意により見るを得た。

### 三 宝曆期の天王寺市の独占

元禄〜元文期の牛市は、宝曆期に入ると大きく変化する。それは寛保に始まる天王寺牛問屋井川孫右衛門による市場独占が更に強化され、そのため従来比較的自生的に発展してきた牛市は発展性を失い、既成の市は天王寺市に從屬させられ、新しい牛はその発芽をとめられてしまうからである。宝曆から明和にいたる動きはすべて天王寺市独占の支配体制の整備と結びついたものといえる。以下それについてみよう。

天王寺牛市は寛保二年再興したが、その時天王寺と同じ牝牛を取扱っていた泉州博労や農民は強硬に反対し、泉州日根・泉郡一・二カ村は格別その支配をうけないと宝曆年間には裁許をえている。しかるに天王寺の独占体制はその他周辺の牛市に着実にその手をのばしつつあつたのである。

宝曆二年六、七月頃天王寺牛市再興が百姓に指構なきか

と領主から下問があつたのち、八月に撰河泉播四カ国に潮流が出された。これは前章にみた延享元年の撰河泉農民の訴訟に関する裁許と同じで、「天王寺牛市場江牽登候牛を外在々ニ留置売買致シ、或ハ其所ニテ新規ニ牛市下立候儀有之間敷事ニ候条、右躰之義一切無之様可相心得候」という趣旨である。つまり独占体制は農民の反対を契機にして逆に整備され、四カ国全体にひろげられたのである。寛保の時点ではさしたる影響をうけず、ただ登り牛の減少と登り日の延引に対して新しい規約を作成することですごしてきた河内の牛問屋は、この触に接して大いに慌てるのである。天王寺は寛保以降一時は運上金に差つかえるほどに市場不繁昌になつたが、それは在々市が対策を講じてこれに對抗したためであるが、それに対し天王寺市は運上銀の中止によつて領主を牽制し、かくてより一層市場独占の強化に成功したのである。この成功の一つの原因は、元文から明和にいたる領主政策が、農民的商品生産又は流通の独占化——株仲間組織への吸収を策していたことと動きを同じくしたためであり、その点で天王寺市の好期をみて領主と結ぶ巧みな行動をみおとしてはならない。

同年九月駒ヶ谷村甚兵衛は、天王寺村牛間屋孫右衛門か

ら「男牛仲買札 組頭甚兵衛」と記した株札を与えられ  
 (この株札は領主の認可したものでなく、便宜上市場整備の意味で孫  
 右衛門が独自に作成したもので後述の天明六年の訴訟を参照し)、

従来五畿内に手広い商業圏を誇つた間屋、甚兵衛は、天王寺

組下の組頭になりさがつたのである。しかも九月廿一日彼

は国触の内容を承諾して「摂州天王寺村へ他国へ牽登り候

牛ハ女牛之儀と乍恐奉存候、男牛之儀ハ天王寺村へハ一切

参り不申候様ニ及承候」とし、自分は従来男牛人共宿仕る

者であり、御所車牛吟味をする者であるから、この触書が

自分の商業と抵触しないものと安易に解釈している。しか

し九月廿七日になつて、かねての登り牛の期日が迫つてく

ると深刻に考え始め、「女牛雄牛格別ニ而御座候、証拠ハ

先年(寛保二年)天王寺村へ問屋株被仰付候節、女牛売買ノ

商人ハ天王寺ノ古キ商人新規ノ分相改、外ニ牛市等指留メ

候得共、私仕来候男牛売買ニ少も指辯不申、五月迄例年男

牛売買仕来り候」と、はじめて反対している。天王寺は国  
 触にみる限りでは既成の市を完全に掌握する権利はないよ  
 うであるが、これを拡大解釈していち早く四カ国の統制体

制を株札などを与えて組織して行つたのである。

しかし事はすでに八月に成立しているのである。九月廿  
 九日頃になると脆くも右の反駁の姿勢をくずしてしまい、  
 「男牛女牛之別り申事無之、牛市ケ間敷事成り不申候、御

用牛之儀ハ無差支買上ケ申候様」仰つけられ安易に腰をく

だかれていた。先の男牛による市の相違は、元禄にみた

ように地域的に牝牛地帯と牡牛地帯とあり、摂津および泉

州河内の大部分は前者であり、泉州・河内の一部および大

和は後者である。このように土質と農業経営の型によつて

使用牛の性別、年齢に相違があり、それとの関係で牛市も

分化していた筈である。それゆえこの時の甚兵衛の言葉は、

自ら事実を否定して天王寺と結んでも既得権だけは保証

してもらおうとする態度を示している。のちに再び天王寺

の独占が強化されたときに駒ヶ谷村は「女牛問屋天王寺村

孫右衛門」ときめつけているし、安永二、三年頃と思われ

る史料でも「廿二ヶ年以前(宝暦二)天王寺村孫右衛門牛

問屋御願被申上……孫右衛門方女牛斗ニ而御座候へ共、牛  
 之義ハ女男同様趣……男牛之義孫右衛門ニ不手馴義御座候  
 ニ付、自先々仕来候男牛問屋之者共へ天王寺表ニ而買請候牀

二而、往古之通売買不相替仕罷在候」といつているが、この申分の方が正しいであろう。十月朔日に問屋孫右衛門は甚兵衛宛に牛市を開くから博労中が牛買にくるように命じ、更にその日限をもきめ、問登りを禁止し、国衆から印形をとつている。たとえば、雲州大東郡大東町(5)・下分村(1)・楯縫郡奥宇賀村(1)・意宇郡大草村(1)・意東村(1)の九人の出雲衆の差出したのが残つているが、これは国衆一八人から出身国別にとつたようである。かくて従来河内の問屋といわれた駒ヶ谷村甚兵衛・一須賀村孫三郎・垣内村藤三郎の三人は組頭に転落し、西国からくる国衆も天王寺配下に包摂されてしまつたのである。

甚兵衛は、男女牛の市の区別を自ら否定するだけでなく、従来自分は牛市がましきことは曾てなく、牛宿をしてただ京都御所の御用牛を改めるほか残りを百姓へ売つていただけであると、全くの弱音をはいている。彼の役割は決して単なる博労宿・牛宿といつたものでなくはつきりと問屋である。ところがかかる脆さを示したのは、この市が領主から本来認められたものでなくて自生的なそれであることが、当時の株組織による流通把握、運上収入をはかる領主側の

意図に反すると思つたからであろう。それに牝牡牛は後にみるように量的にも牝牛が圧倒的であり(大体三対一)、ここに天王寺市が独占を領主からゆるされる原因があつたと思われる。この時点は、まさに幕府の都市商業資本への依存のあらわれるときであり、市場統制に関して綿・油のような商品生産の流通部門やその他種々の株の設置による幕府統制が強化されて行くときであつた<sup>①</sup>。天王寺の独占もかかる幕政と結びつけて考えなければならぬ。

かくて天王寺は、年に銀三〇枚(明和六年当時には三七枚)を上納するかわり、摂河泉播四カ国牽登牛から一疋につき二匁をとることになつたのである。この二匁はその後ずつと徴収されて行くのであるが、それは直接には西国筋から上つてくる国衆の負担となるのである。

宝暦五年になると、右のような流通機構の独占は、大和牛博労と河内博労との出入となつてその矛盾を露呈する。同年三月和州惣牛博労一人が南都御番所へ出した願書によると、宝暦四年十月に、牛宿の葛上郡蛇穴村庄兵衛と平群郡西勢野村伝兵衛が新規に牛問屋を開いたのである。これに関して和州平群郡榛原村治左衛門は、天王寺孫右衛門

に対し、あくまで牛宿であるが、百姓便宜のため口銭をとつて売買するだけであると返答している。このような行爲は天王寺の独占に対する脅威であると同時に、河内博勞の販売と抵触することになる。翌六年河内は三人の組頭ほか二人が孫右衛門を押立てて訴訟を行なう態勢を組んでゐる。このときの口上書を見ると「私共先祖より牛博勞を渡世に仕、年々中国より牽登り申牛買請、河州泉州の百姓方より耕作牛を買渡置申候而、和州紀州京鳥羽其外伊賀伊勢へ売捌申候」と牛流通の実態をあきらかにし、かかるところへ近年和州博勞が河州から出向いていた牛口入の者を差止めたため、仲買衆に牛代銀の滞りもそのままになり、さらには河州の牛の売捌口がなくなつてしまふ。和州への入込商売を認めてほしいというのである。

二月にも河州博勞二人から牛問屋孫右衛門に同趣旨の上書を出し「私共儀……中国筋より登り申候若牛共年々買請、当国泉州方村々百姓中より耕作牛を買込置申候、其牛共養育仕、専和州百姓方へ売捌申候」「泉河之儀へ土地軽く、和州之義土地重候故、往古より登り候牛共よろしく候を、兩國に而仕込力入候を和州へ遣し、百姓中へハ世話人より以て売買

仕、其上和州馬口旁中へも河内馬口旁より思々売渡申候」とある。先にみた元禄期泉州大鳥郡下の例や地牛売買はこの流通に該当するものである。

三月、孫右衛門は、運上銀上納を特権の楯として、春秋毎度の牛市家業をしているが「男牛之儀より河州博勞共へ売申候、女牛之分は摂州泉州之博勞共へ売申候」、その権限は「中国西国并五畿内之博勞共惣而私支配に御座候」とその独占を豪語し、和州博勞の不法の禁止を願つてゐる。

かくて三月廿七日裁許があり、「河州博勞より和州百姓共牛買取候儀勝手次第直相对可致」と河内側の勝訴となつてゐる。この大和博勞一件は、別の形で翌年も展開するが、天王寺独占に対する反対であり、その限りでは泉州での仲買の但馬直買（宝暦六年）や国訴（宝暦七年一中止）などの動きと呼応しうるもので底辺の広い反対運動といえる。しかしどちらかといえば泉州側の方が大和より強い反対を展開できたようである。

右の一件は翌宝暦七年三月、大和での河州博勞の止宿先が制限されたことから再燃する。制限を以て市場を守ろうとする大和博勞は、孫右衛門の目から見れば「牛博勞之儀

ハ何方ニ而も差障り出来仕候節ハ早速私方へ相断候ニ付、私方ニ而双方取鎮メ及出入ニ不申候様ニ常々取斗仕候処、御当國（大和）之博勞共ニ限り私方へ相届ケ之儀ハ勿論、私方申聞せ候儀一円取用ひ不申、不埒至極」ということになる。大和への入牛は、西国登牛のうち天王寺から送り状を添えて和州定宿二カ所（蛇穴村庄兵衛、王寺村平兵衛）に送つていたが、正規の博勞六〇人余のほかは問屋帳面にその名のない不正な者が二〇人ばかりあるといわれている。これに対して和州博勞惣代五人は次のように申立てている。

1、去年三月には、河州博勞と和州百姓方と直相對商を自由にしたが、止宿については和州博勞共の内と命じられている。

2、孫右衛門は、大和博勞の独占ができあがると口銭が二重三重にかかるといふが、そのような筈はなく、もしそうなればお互に對談しよう。

3、孫右衛門願の、外宿外世話人を置くことにそれ事寄せて紛わしい取引となり、組合博勞不相統の基となる。

これを更に四月六日和州牛博勞組合六八人がこの惣代の申分を全面的に支持するとともに積極的に主張している。

I、宝曆二年孫右衛門が独占を行つてから、翌三年春以来、河州牛博勞と彼と馴合でもしたのか登り牛をすべて河州へ引取り、

河州から和泉へ売つて大和へは一足も登せず、和州の手支になつた。

II、それゆえ天王寺へ交渉したところ、「望之通之一札」に印形をおしたら牛を登すというので、やむなく印形をしたが今は後悔している。彼の「仕業宜備儀ニさへ御座候へハ、（問屋帳面に）落印之者共も孫右衛門方へ相頼候程ニ仕、印形ニ相加り可申義ニ御座候。」

III、組合博勞は南都番所で許可されたものだから、組合一件の筋は番所さへ届ければ事済むと考えていた。孫右衛門へ印形をおしたときから、牛一疋に二匁の口銭をとられ、そのため牛値段が高くなつた。

四月九日右に對する孫右衛門の反論が展開する。

1、止宿先については、西国々衆の止宿は二カ所の牛宿で牽登り牛を和州博勞へ売捌くが、一方河州博勞は世話人を通して百姓へ直売していた。この止宿世話人を宝曆六年暮に紛わしき取引の者があるとのことで指止められたが、この点もう一度吟味してほしい。

2、旧臘河州博勞が止宿に難儀している由伝えてきたので、大和組合博勞惣代、更には全員に相談させて、止宿支障なしとの和談ができています。

3、組合のいうIは、「全牀偽りを以書置候文言」である。

4、IIは、顕然の偽り事実と雲泥の相違だ。

5、当方印形に洩れている新入博勞の牛商は禁止してほしい。

6、IIの口銭の件は、口銭は運上銀の基であり、大和に限らず

「摂州河州泉州山城伊賀伊勢紀州惣而何方へ牽登り候牛ニ而も悉く……売人を取立申」すことで、大和だけ牛が高いというはおかしい。

あきらかに、大和博勞が河州博勞の止宿を自分ら博勞の内か二軒の牛宿に限定しようとしているのは、河州の販売ルートを狭めようとしたものであり、それゆえに天王寺独占との対立がこの一件の主要な問題点であつた。

この一件は四月一八日に「河州博勞共和州路へ牛商ニ参りかかり候節、博勞組合之外ニ而も一夜泊り之儀を勝手次第、併同所ニ永逗留不仕并紛敷取引不仕候様」という裁許がおりており、河内大和双方の申分を斟酌した五分五分の判決といえる。

一方河内博勞にも統制違反の動きが、この一件の解決後間もない六月からあらわれてくる。一九人の博勞は、近年登牛が減少し高直になつてきたので、「銘々安牛既敷多抱、

困窮之百姓おい銀等得出シ不申……式ヶ所之宿屋衆(駒ヶ谷村甚兵衛、一須賀村孫三郎)得心無之儀察入候へ共」ぞひなく勝手次第買下りをすることに決定している。垣内村藤三郎を加えた三人の組頭は、大和一件や去秋の摂河の洪水で登牛が減少したため、八月中旬に間登りを呼寄せようと思つていたところ、仲買の買下りが内密に計画されたのであり、孫右衛門から七月十一日に早速禁止の廻状が廻わされたのである。

天王寺支配への反対は、大和から、河内博勞から、更には西国々衆からも行われる。

すなわち宝曆七年因幡智頭町の重郎兵衛は、宝曆三年以來一五七疋の外売を行い、天王寺口銭三一四匁の不払となつている。同十二年十月頃には、備中松山の市郎兵衛、因幡智頭町の嘉平次は、牛宿を通さずに百姓直売を行つたりしている。市郎兵衛は、宝曆二年から牛を駒ヶ谷へ入れてきたが、最近では錦部郡新町村に住居して本格的な直売買をし、はてはその他の国衆までこれをまねて統制を乱しはじめてくる。市郎兵衛はその罪で牛商をやめざるをえなくなるが、右の事態に対して、組頭、仲買博勞と国衆惣代が

入牛の日限をきめている(第6表)。以前にくらべると少しづつ留日がおくれてきていることに気がつく。これは入牛の減少に因るのであり、入牛の減少は統制の乱れを示すほかの何物でもない。

同じころ泉州南・日根郡一・二カ村では但馬牛直買願を出して孫右衛門を訴えている。これら南・日根郡には但馬牛が土地に合うので直買していたが、これを孫右衛門が妨げようとしたが、結局泉州農民の要求が全面的に認められ、但州牝牛は口銭もかからないことになつてゐる。その折天王寺市は「近年牛市不繁昌<sup>ニ</sup>而致難儀候」といつており、独占体制はそのままの形では貫徹しえなかつたのであり、成立後間もなく市不繁昌を招かざるをえなかつたのである。泉州南部地方の場合牝牛を使用しながら以前から天王寺市を通さず直接買いつけ(大体五〇〇疋ほど)、その意味では牡牛市の河内地方より強い圧迫をうける筈であるが、河内の腰掛けとは逆に強く勝利をかちとつてゐる。それは一つにかかつて博労と農民の堅い連繋があり国訴を展開できたからであろう。その点古くから地方問屋があつた河内では既成の組織が一般農民との結びつきを稀薄にし、しかも河

第10表 駒ヶ谷市取引(宝暦6)

村 博労	一須賀 治兵衛	加賀田 清兵衛	佐備 嘉右衛門	森谷 新助	岩瀬 左兵衛門	大友 佐助	大久保 三郎兵衛
春・秋 (間) 計	20 23 (6) (4) 53	10 14 24	15 15 (6) (3) 39	15 15 (6) (3) 39	3 7 10	10 4 14	13 5 (2) 20
	一須賀 權右衛門	喜志 小右衛門	喜志 利助	飛鳥 佐平治	古市 太郎兵衛	駒ヶ谷 庄兵衛	計
	23 16 39	14 14 28	14 11 25	8 0 8	8 3 11	35 36 71	655疋
	駒ヶ谷 佐兵衛	駒ヶ谷 九平治	駒ヶ谷村 甚兵衛	恩智 九平治	恩智 三右衛門	垣内 平兵衛	春：春牛 秋：秋牛 間：登牛
	? ? 41	? ? 53	47 43 90	26 30 56	3 1 4	7 5 12	

内農業  
と牡牛  
との関  
係が薄  
いとこ  
ろから  
農民側  
と積極  
的に結  
ぶこと  
がで  
なかつ  
たので  
はない  
かと思  
う。そ  
の農民  
的反対  
勢力の

有無が河内和泉の天王寺市に対する従属、独立の差を生みだしたのではなからうか。

先に少し触れた宝暦一二年にも、秋牛が殊の外延引しているが、留日も秋牛が目立つて遅れ始めている(第6巻)。

国衆の方でこのときの一札に名を連ねているのは、出雲(奥岡村1、下分村1)・美作(久世村1)・因幡(上ノ茶屋村4、布袋村2、片山村2、一ツ木村1、釜口村1、森ヶ坪村1、岩神村1、中原村1、一ノ谷村1、砂見村1)・備前(日笠村1、吉田村1、餉村1)・伯耆(ふこふ村1)・播磨(千本村1)で、この秋登り衆は、因幡衆が5、備前3、出雲2となつている。宝暦六年駒ヶ谷市での取引数は、第10表のごとく六五五疋で、一疋につき三匁、一貫九六五匁を口銭としてもらつている。享保末にくらべるとふえてきている。二〇人の博労が一人平均三三疋ほど買入れたことになるが、駒ヶ谷村甚兵衛(組頭と博労を兼ねる)と庄兵衛の二人が群をぬいて大きい取引を示している。

① 津田秀夫『江戸時代の三大改革』三〇、三八頁。

② 泉州農民は宝暦九年に「都而百姓共遣ひ牛之儀者国々之土地ニ随ひ差別有之」といつているが(鷺見等曜、前掲「泉州の牛

公事)、このような牛使用の分化が農業技術の発展の結果でき上つてきたのである。大和は第1表にみるごとく牡牛が多いのであるが、それは大和の犁耕の停滞と関係がある。大和は強粘土地帯で、粘土は人畜の足に吸ひ着き歩行が困難なくらいで、そのため特別大型の長床犁が使われ、それを牽くのも八〇〇〜一〇〇〇キロもある中国産の牡牛が必要ということになる。(山路健「大和平野における水田生産力の展開」『日本農業発達史』別巻上、二一〇頁以下)

③ 鷺見等曜、前掲論文一一、一二頁。

④ これに連署している博労はほぼ大和全域にわたつている。郡(村名)を示すと、——村名の下の数字は博労数、数字なきは1名——吉野郡(善城2、下淵、志賀)、宇智郡(今井、西久留野、御山、牧、二見)、宇陀郡(野依2、本郷、守道、芳野、平野、松井、下田口、塩井、神末、長野)、葛上郡(蛇穴2、猶原2、櫛羅、北久保、御所2、名柄、重坂)、葛下郡(如意、王寺村之内大宰、寺口、太田、今在家、磯野、下田、狐井、上牧新)、平群郡(勢野、巷分)、高市郡(大軽、佐目、飛鳥、兵庫)、十市郡(西宮、常盤、太田市、山田)、広瀬郡(長楽、川合、赤部、寺戸、藤森、田中)、山辺郡(中山)、忍海郡(馬場)、式上郡(黒崎)、式下郡(小柳)、添上郡(石川、西永井、白土、森本、樺本)、添下郡(中山、奥福院、稗田)である。

⑤ 鷺見等曜、前掲論文、一三、一四頁。

⑥ 入牛一疋につき天王寺口銭は二匁、駒ヶ谷甚兵衛は取引高一疋につき三匁口銭をとつている。年代未詳の訴訟文書によると、

甚兵衛は「牛問屋之義ハ往古私方へ引請売買仕候内は、牛老疋ニ付中買之もの共三匁五匁之少々之口銭ニ而売買有之候処に、中比ハ河州表牛問屋式三軒も出来仕候故、猥リニ相成り、中買共方へも少々、問屋ケ間舖事致し候」、田舎牛を直買するため牛値段が高く、牛値段と米穀と大いに不均衡となるため「百姓方牛數過半相減シ耕作之時節遅レ」百姓が困窮しているのとべている。甚兵衛の徳用は「牛老疋ニ付、厩代牛負手泊り飯代共ニ三匁ッ、受取」だけだという。彼は自分に河州牛問屋を命じてくれたら冥加銀五枚又は一〇枚を出し、三ヶ年の内に牛一疋に銀七〇匁余安く、河州一ヶ国で一年に七十貫匁百姓の徳になるという。この計算でいうと、当時（この史料は宝曆）明和頃か）、河内で年間千疋の牛が取引されていたことになり。そのうち半ば以上が駒ヶ谷市でさばかれていたといえる。

#### 四 明和期の天王寺市の独占

明和期における最も重要な事件は、同五年の孫右衛門の独占強化の動きである。宝曆年間諸地方からその支配は動揺していたが、ここに別の形でより出してきたのである。

近年相對売買が多く天王寺市へ口銭を差出さぬ者がふえてきたので「撰河泉播四カ国の内へ牽入候牛之分、余国へ追出候牛并替下老牛たりとも」口銭をとりたいたいと願ひ出た。

その差支え有無を問われた河内丹南郡村々は、百姓直売買

は今までやつたことはないし、替下老牛からも口銭をとるといつても「替下老牛と申者一駄精分無之、売渡候而も少々銀ならでハ相成不申候、尤老牛成候得者買入も少々、猶又牛替下之ふんも河州牛博勞へ口銭出シ来候」その上に問屋口銭がかかつては値段に響くといいつて反対している。その他石川郡村々からも反対の口上書が出されている。

かくて百姓直売買や大和・和泉更には河内博勞らによる独占機構の動揺は、替下老牛への口銭賦課という末梢的なところで切りぬけようとするのであるが、この時に天王寺の右の変化に順応するためか、駒ヶ谷甚兵衛は牛経営の転換を策している。彼は従来天王寺の組頭として「牛問屋博勞」であつたが、明和六年正月に従弟の五兵衛（物）に仲買博勞を譲り自らは問屋に専念するに至つている。経営の分割をより明確にしたのである。駒ヶ谷牛市に立つ仲買博勞は、駒ヶ谷村庄兵衛・久右衛門・五兵衛・飛鳥村九兵衛で、この内駒ヶ谷の四人は甚兵衛の別家の者であるといわれる。五兵衛は以前から博勞であつたが、この際伯父甚兵衛の仲買商売先を譲受けることになつたのである。この経営の転換は、明和三年以降牛関係の帳簿の整備をはかる努力と同

じ意図のものであり、彼自身の言分では、間登の増加により春秋の登り牛が減少したからという。このような転換をどのように評価すればよいのだろうか。

明和六年三月、天王寺牛市の申分は認められ国触がなされた。同時に天王寺市は運上銀を銀三〇枚から銀三七枚に増額し領主側にうまく手をうっている。甚兵衛と三郎兵衛の兩人は「替下老牛売買不仕候故、此度御触別而指構無御座候」といつている。恐らく、替下老牛は仲買博勞の機能であり、問屋の機能は中国牛の市立であつたといふのであろう。それゆえ、一身に兼ねていた問屋博勞の分割は右の替下老牛の利害と直接に関係のあるものといえる。替下老牛の口銭<sup>③</sup>は、直接的には仲買負担で（農民や問屋に關係ない）あるから、博勞職を五兵衛に譲つた問屋甚兵衛には直接の痛痒はないわけである。だからこそ此度の触に差構なしとか、惣男牛博勞の替下口銭反対は孫右衛門を困らせるための反対であるとかいい、我々二人は恙なく相続できるよると申立てている。組頭問屋にとつては、替下老牛の問題よりも「間登或ハ他国へ送り牛并 他国へ出買買下と名付、天王寺口銭さへ相濟候へハ御公儀様之構無之筋ニ申」す方

がより重要なのである。間登、買下りの増加が当家引受牛減少をもたらすことに強い利害關係があり、鋭意その対処方を要求しつつ天王寺との結託を強化し、問屋の機能を帯びて封建的流通を攪乱する仲買衆との対立を露呈して行くのである。牛市（春・秋）は天王寺表で改めた牛数によつて口銭をとるが、間登りの方は、買受けた仲買で口銭を引落しておき、組頭二人に差し出して、「間登り送り牛等当家引請之牒」にして、これを天王寺問屋に河内組頭の連繫によつて完全に把握せんとしたのである。かくて組頭も問屋もともに間登りの口銭をとり、一疋につき前者は二匁、後者は三匁収取しうる機構ができたのである。

この時河内組頭両家は、宝曆にやむなく孫右衛門の組下になつたこと、男女牛の相違を力説し天王寺の庇護を仰ぐうとしている。たとえば、男牛は口銭を天王寺へ出すけれども「往古之通（牛市として）売買仕候、乍一同男牛方者格別之義ニ御座候、尤女牛ニ左様之類無之」「女牛方ニ外ニ引受市相立候者、老人も無御座候」といつた調子で、天王寺宛の草案は、折角の意気ごみにも拘らず傍点を付した部分を抹消する弱さを示している。

仲買は間登の統制編入に際し「但シ勝手之節ニ而中買下致度傍節へ、両家へ致対談シ候上ニ而、如何様共指図次第」ということになり、一方的な買下り禁止の線をはずされてゐる。この買下りのため、中国衆の地元での仕入に支障をきたし、明和六年五月に因幡・出雲・美作などの国衆が登り牛の日限を、少しくりあげている(第6表)。

当時ある博労は「余国々登候男牛ニ而も千五百疋も御座候、女男合候得へ五七千疋も可有御座義」といつてゐるが、この牛数は当時天王寺市へ入込む登り牛の数(少くとも孫右衛門が口銭をとりうる頭数)を示してゐるとすると、まさに数千疋の多量にのぼり、牝牝の比はほぼ1対3で牝が多い。牝牛市は天王寺市一つしかなく、そのため広い市場圏にわたる必要上牛博労は六、七百人居り、一方男牛は二人の牛宿のもとにわずか二〇人ばかりの博労しかおらなかつたのである。同じころ泉州では右の天王寺の動きに対し強い反対が展開し宝曆に続いてこの時点でも勝利を収めてゐる。但州牝牛に限り百姓直買の許可、泉州一・二カ村は替下口銭は不要というすばらしい結末をとげ、孫右衛門の支配からは完全に脱出して行つたのである。<sup>①</sup>泉州の農民勢力の参加は、

天王寺市を明らかに後退せしめたのである。

#### 五 天明期の撰津三郡の訴訟

以上、われわれは、主として天王寺牛市との関係で広く近世の牛市をみてきたのであるが、丁度その締くりとして天明六年の動きをみておこう。この年に天王寺市の独占態勢に対して、撰津豊嶋・川辺・武庫郡のうち六二カ村が七人を惣代に立てて百姓持牛引替妨之義を訴え、同五月二五日に落着した。この撰津西北部の対天王寺の訴訟は、泉州・河内とはちがつた事例を提供し、その独占の受止め方が地域によつて相当違いがあり、天王寺の全く完全な支配体制はなかつたことを示してゐる。そこでこの訴訟及び裁許の内容を詳しく見て、撰津農村の対応の仕方を考えてみることにしよう。

I、他国登牛を在々で博労に目利させ、田舎博労(国衆)と相対で直買すること

農民 これは古来からの仕来、延享元年争論の時にもその段申上げて認められてゐることだ。

天王寺 延享の時にも申上げたが、他国登牛は悉く私市場で売買し一切外売買を禁止しているのに、他国への直買や、田舎

牛の在々での直買などで迷惑している。

裁許

① 孫右衛門への書下げや延享の裁許書にも、他国牽登牛を悉く天王寺市へ牽付くべしという点は不明であるが、この裁許書の初条に他国へ参り牛直買差留は無証拠につき沙汰に及ばずとあり、第二条の大阪登牛を在々で直買することについては「天王寺村へ越候牛と在郷ニ而直買致来候牛と之内、天王寺村江越候牛斗在郷ニ而直買難相成義ニ候由、文段之分りも無之上へ」この点について天王寺の主張を認める。

② その後天王寺は市場不繁昌で運上銀弁納に差つかえ赦免を願い出たため、宝暦二年撰河泉播四カ国触流で「天王寺村市場へ越候牛斗と不相済、他国を牽登候牛を在々ニ留置或ハ新規牛市相立候義等致聞敷旨」認められ、その後売買は天王寺一場に限り、孫右衛門へ口銭をすまさない田舎牛は在々で牛博勞直売買できない筈である。

③ 明和六年替下老牛口銭が定められているし、仲買博勞は田舎牛買次ができないのだから、四カ国内の売買は天王寺市に限る。

④ だから天王寺口銭を濟さない分は直買引替ともにできない。Ⅱ、田舎牛、替下老牛の口銭は、組下および組外のすべての博勞

からとりたてよ。仲買は孫右衛門の札を有するが本来株立はしていない。

Ⅲ、他国を参り牛直買

① 延享元年の裁許書では差留められていない。

② 宝暦三年出入の節に右が変更し、百姓共自分の飼牛を他国へ直買に行くのはよいが、博勞が百姓から頼まれて目利のため他国へ行くことはならぬ。天王寺村で買継せよ。

Ⅳ、百姓同志で引替えと唱え取替ること

農民 引替の節、追打銀（差額）を出しても口銭は差出べき筋はない。

天王寺 農民は表向き引替といつて内分の抜売買をするのだ。

裁許 牛の引替は口銭不要だが、その折追打銀をとれば売買に該当するからこの分は口銭を出さねばならない。

V、在々牛博勞の義

農民 博勞は元来孫右衛門組下と定まつたものでないが、近年、同人と馴合で組下と名づけ株同然ニ取はからい札料を取目印札を渡し人数を決め、武庫川最寄村々牛売買の独占を行っている。以後組下博勞というのはやめてほしい。

天王寺 博勞を組下にするのは前々からの仕来りで取引上の便宜上そうしている。

裁許 組下の義は、博労は百姓兼業であり内輪の申合せだから

奉行所のかかわるところではない。組入を望まぬ者は牛口銭

を孫右衛門に渡すようにすればよい。もし「訴訟方申立之通

ニ相立候ハ、是迄孫右衛門々々相納候運上銀三十七枚之義

右訴訟方村々江引受、向寄七郡之村々申合上致旨願上候得共

このたび以上のように裁許あつた上はそれには及ばない。

この天明六年の裁許書は撰津北西部へは天王寺支配がそのままの形で貫徹していかない事情をよく物語っている。さらに撰津七郡の農民は自分の申立が正しければ、天王寺牛

の運上銀を自分らで引受けたいという点は大いに注目してよいだろう。農民勢力の参加がうまく実現した泉州一二期

カ村は全面的勝利をえているが、撰津はそれについてこの

ような形で対抗したのである。この最後の主張部分は背後に天王寺市の統制撤廃が予想されていることであろう。こ

の豊嶋・川辺諸郡は畿内でも最も早くから国訴という商品流通の自由を要求した動きを展開しえた地方である。この

地方になぜ早くからその形式の農民闘争が展開したかは今

後是非解かれなければならない問題である。ともあれ、こ

の折の七郡の天王寺市排撃の態度は、幕末ぎりぎりの慶応

元年に行われた撰河一二期カ村の菜種国訴と共通する要素があるようである。周知のようにこの時農民は大坂特権商

業資本の排除と自分らによる生産管理を唱えたのであるが、

天王寺牛市に対する撰津七郡の姿勢は慶応の始源的なものであり、そういう意味で市場独占に対する最も本質的な問

題点を提出したものとさえいう。ここでは天王寺組下に編

入された牛博労は、直接表面には出ず、当時の流通の二つ

の相対立する極、天王寺と撰津農民とが真正面からぶつか

つていたのである。

天王寺の支配はまがりなりにも明治まで続くのであるが、

寛保、宝曆、明和という流通独占の成立、補完は、自生的

な農民市を従属化して行われてきたが、事の始まりから一

貫していることは、すべてこの強化が天王寺市の不相統か

ら生じてくる点である。その不相統、不繁昌は天王寺とち

がつた市の発展によつてもたらされたのである。牛に限つ

ていえば、各地に商業発展の成果として花さいた在々市が、

享保改革、その他寛保以降田沼時代にいたる幕政の反動政

策の展開によつて抑えられるのであるが、その際天王寺市

のような都市的な商業資本が領主層と結んで巧みに市場独

占を保証されてくるのである。このため、この時期において摂河泉の三カ国では後章で明らかにするように、全般的に牛所有の停滞、減少があらわれてくるのである。しかし摂河泉それぞれが一律に天王寺支配にくみしかれたのではなく、それぞれ強弱の差をもつて抵抗を試みたのである。このような抵抗が農民勢力をどのように組織できたか（直接には三つの地域における牛所有と牛耕の比重によつて農民組織化は決定される）によつて、泉州・摂津・河内はそれぞれの線でおちつくのである。かくて天王寺は一応寛保以降着実に支配権を強くして行くのであるが、またたえず、組頭、仲買博労、国衆、さらに農民によつて流通をたえず修正、動揺させられるのである。

天王寺独占は、畿内の牛所有の変化を通して十分傍証す

ることができ、第三章で詳しくのべるが、幕末期における牛所有の上昇の一因は天王寺独占を排撃する新たな流通機構の発展に求められると思うのである。（未完）

- ① 甚兵衛家（宇陀屋）は、明和三年から天明九年までの間、「田舎牛売帳」という大型の帳簿を年々作成している。
- ② もう一人組頭であつた垣内村藤三郎は、宝暦七年から明和五年までの間で株絶している。
- ③ 駒ヶ谷市甚兵衛を経由して天王寺に提出された替下口銭は、明和七、安永五、同七年分ともに銀八六匁となつており、これで見ると一頭二疋という計算ではなく、一定していたようである。
- ④ 鷺見等曜、前掲「泉州の牛公事」一五〇―一八頁。
- ⑤ 八木哲浩「摂河地域農民の困訴闘争」第一部（『兵庫史学』二五号）二七―二八頁。

## *Kinai* 畿内 Agriculture and Bull Distribution in the Edo Era (I)

—the case of *Komagatani* 駒ヶ谷  
Fair in *Kawachi* 河内—

by

Hajime Sakai

Since the Edo era southwestern Japan has been well-known as an area tilled by bull using a long-floor plow, but problems concerning the distribution from the bull-producing area in the *Chûgoku* 中国 mountains to the *Kinai* area are not always solved.

This article tries to treat the two points of distribution and breeding in agriculture through the Edo era bull trade in *Komagatani* Fair of *Furuichi-gun* 古市郡, *Kawachi*, a fair characterized by bull trade. Against the strengthened monopoly of the *Tennôji* 天王寺 fair in *Settsu* 摂津 since *Hôreki* 宝曆, each bull fair in *Sekkasen* 撰河泉 shows reaction, which the *Komagatani* fair typifies. What is the nature of the *Komagatani* fair?

This article also studies the regional and periodical changes of bull-owning in *Kinai* over a wide area tilled by bull, and especially, in relation to productive power in agriculture, low incidence of bull-owning in the cotton belt, decrease of bull-owning in the period of strong bull regulation, and its increase in the Edo era.

## The Formation of the So-called 'Japanese Form of Wage' and 'Japanese Form of Labor Union'

—execution of eight-hour labor day  
system after the First World war—

by

Ryûji Sasaki

To supplant the 'Japanese form of wage' or the seniority wage rule, extraordinarily wide margin of wage, and 'Japanese form of labor union' or industrial union is not only the central problem of the present labor movement, but an important national problem on the